

令和5年11月30日（木）

1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）

令和5年11月30日～12月11日

町議会定例会会議録

令和5年11月30日第5回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記(総務係長) 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	会期の決定	
日程第3	議案第 81号	上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
日程第4	議案第 82号	上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第5	議案第 83号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第6	議案第 84号	上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第7	議案第 85号	上三川町明治南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第8	議案第 86号	上三川町坂上コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第9	議案第 87号	上三川町本郷北コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第 88号	上三川町明治コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第11	議案第 89号	上三川町大山コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
日程第12	議案第 90号	上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
日程第13	議案第 91号	上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
日程第14	議案第 92号	上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について
日程第15	議案第 93号	上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
日程第16	議案第 94号	上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について
日程第17	議案第 95号	令和5年度上三川町一般会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第 96号	令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第 97号	令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第 98号	令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第 99号	令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第100号	令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第101号	令和5年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）
追加日程第1	議案第102号	令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）
追加日程第2	議案第103号	令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

令和5年第5回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただ今から令和5年第5回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和5年8月分から10月分までの3カ月分、令和5年7月に実施された財政援助団体等監査結果報告、及び令和5年10月に実施された定例監査結果報告が提出されております。

また、組合議会関係では、令和5年第2回小山広域保健衛生組合議会臨時会審議結果、第3回同組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、8番・石崎幸寛君、9番・勝山修輔君を指名いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和5年第5回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、11月7日、20日及び本日、議会運営委員会を開き協議をしまし

たので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案23件、一般質問通告者は6人であります。

会期につきましては、本日11月30日から12月11日までの12日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案全てを上程し、議案第81号の条例等の一部改正、議案第95号から議案第101号、及び本日追加になった議案第102号、議案第103号の補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

次に、議案第82号から議案第94号までにつきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2日目、5日目は一般質問を、くじで決定した順により6人が行い、2日目4人、5日目2人といたしました。

3日目、4日目、6日目は休会といたします。

7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、委員会は午前9時開会をお願いいたします。

9日目から11日目は休会としますが、9日目は常任委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

12日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行います。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月11日までの12日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの12日間と決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、議案第81号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第81号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和5年人事院勧告等に基づき、国家公務員等の給与改定が行われることを踏まえ、同様の給与改定を実施するものでございます。

内容といたしましては、町議会議員及び町長等については、期末手当の年間支給月数を0.1カ月引

き上げ、町職員については、期末手当及び勤勉手当を0.05カ月ずつ引き上げるとともに、給与月額を初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改訂率を逡減させることにより、平均1.1%引き上げるものでございます。

以上で説明を終わります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

なお、本議案については、所管の委員会に付託はいたしません。質疑・討論の後、採決を行います。

それでは、質疑に入ります。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 今、0.何%って言われたんですが、どこを見て0.何%にするか、無知な私ではちょっと分かりませんので、どのぐらい上がるのか、どのぐらいもらえるのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

この後、補正予算のほうにも出てくるわけですが、今まで議員の期末手当、こちらにつきましては3.3ということになってございましたが、今回の改正によりまして3.4になるということとなっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 3.3というのはどのぐらい増えるのか。議員のことを聞く前に、町長のことで言ってくれるのが一番、1人しかいないんだから、一番分かりやすい。町長は今まで幾らもらっていたので、今度上がったので幾らになりましたって言ってくださいって言うてるの。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町長及び副町長いたしまして、10万2,000円上がるということでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 これ、ボーナスの場合は一度だけ。給料はずっとこの比率でもらっていけるのかな。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

これはあくまでも期末手当のほうでございまして、給料のほうには反映されません。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第81号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、議案第82号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第82号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に項ずれが生じたこと等に伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正となったため、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第5、議案第83号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第83号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」、御説明いたします。

本案件は、本町が加入する栃木県市町村総合事務組合に関して、令和6年4月1日から鹿沼市が新たに退職手当の支給事務、非常勤職員の公務災害補償事務及び学校医等の公務災害補償事務について共同

処理をするため、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 次に、日程第6、議案第84号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から、日程第13、議案第91号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」までの議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第84号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から、議案第91号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」までを一括して御説明いたします。

これらの案件は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として各施設の地元のコミュニティ推進協議会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、これらの議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 さっきから私の紙が間違っているかと思う。今、第84号って言ってるんだけど、何号から何号までなの。俺の紙では、第84号は栃木県市町村になってるのね。

○議長【高橋正昭君】 直したんです。

○9番【勝山修輔君】 だから、その番号が間違っのとおりになるのかなということを知りたかったんです。私が直してないってこと。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君、降壇してください。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第14、議案第92号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第92号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間、上三川町本郷地域福祉センターを管理運営する指定管理者として本郷コミュニティ推進協議会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第15、議案第93号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」及び日程第16、議案第94号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第93号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」及び議案第94号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」を一括して御説明いたします。

これらの案件は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間、上三川町農村環境改善センター及び上三川町農産物加工所を管理運営する指定管理者として、公益財団法人上三川町農業公社を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、これらの議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第17、議案第95号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第23、議案第101号「令和5年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第95号から議案第101号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第95号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の制度変更に伴うシステム改修費や協同事業における負担金増など、当初予算に見込むことのできなかつた事業について増額するほか、事業が確定した、又は確定見込みにある既存予算の組替え等を行うことで、基金取崩しを抑え、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入について、主なものとしまして、国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等を減額する一方、社会保障・税番号制度システム整備費を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金繰入額を減額補正いたします。

続いて、歳出について、主なものとしまして、総務費では、県議会議員等の選挙費及び庁内ネットワークシステム整備費について減額補正いたします。

民生費では、令和4年度の事業実績に伴い、過剰交付となっている国・県支出金の返還金を増額補正いたします。

衛生費では、クリーンパーク茂原及び芳賀広域斎場に係る運営費負担金を増額する一方、秋開始を予定していた新型コロナワクチン集団接種事業費について減額補正いたします。

教育費では、給食センター施設整備費について増額する一方でORIGAMIプラザの備品購入費について減額補正いたします。

公債費では、4年度借入実績及び5年度借入見込みから元金償還額を減額補正いたします。

更に、各款において、職員構成の変動や人事院勧告等に伴いまして、人件費についてそれぞれ補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額から6,736万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を123億1,005万円とするものでございます。

更に、継続費を第2表のとおり、繰越明許費を第3表のとおり、債務負担行為を第4表のとおり、それぞれ補正いたします。

次に、議案第96号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費及び産前産後期間の国民健康保険税減額措置に係るシステム改修による補正で、歳入歳出予算の総額に605万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億2,134万4,000円とするものでございます。

次に、議案第97号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説

明いたします。

歳入では、主に職員給与費等の増や介護保険システム改修による一般会計繰入金が増、歳出では、主に職員構成の変動による職員給与費等や介護保険システム改修費の増で、歳入歳出予算の総額に437万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を26億1,891万6,000円とするものでございます。

次に、議案第98号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費の補正で、歳入歳出予算の総額から267万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億2,587万6,000円とするものでございます。

次に、議案第99号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

歳入では、主に分担金の増に伴う繰入金の減額、歳出では、主に人事異動に伴う減額で、歳入歳出予算の総額から177万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億3,522万9,000円とするものでございます。

次に、議案第100号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

収益的支出における減額補正373万3,000円の主な内容は、職員の会計間の異動等に伴い、人件費を減額するものでございます。資本的支出における増額補正263万6,000円の主な内容につきましても、職員の会計間の異動等に伴い、人件費を増額するものでございます。

次に、議案第101号「令和5年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

収益的収入における減額補正1,041万7,000円の内容は、人件費の支出減に伴い、他会計補助金を減額するものでございます。収益的支出における減額補正1,041万7,000円の主な内容は、会計間の異動等に伴い、給料、手当等を減額するものでございます。

資本的収入における増額補正32万9,000円の主な内容は人件費の支出増に伴い、出資金を増額するものでございます。

資本的支出における増額補正32万9,000円の主な内容は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業との事業変更と会計間の異動等に伴い、給料、手当等を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第95号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」につきまして説明させていただきます。

歳入から説明しますので、補正予算書の12、13ページをお開き願います。第14款国庫支出金、

第1項国庫負担金、2目衛生費負担金1,647万4,000円の減額につきましては、1節保健衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を実施しなくなったため、減額するものでございます。

次に、第2項国庫補助金、1目総務費補助金940万5,000円の増額は、1節総務管理費補助金で戸籍、マイナンバー関係のシステム改修に伴うものでございます。

次に、2目衛生費補助金、1節社会福祉費補助金126万7,000円の減額につきましては、主な理由といたしまして、重層的支援体制整備事業の額の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金1万9,000円の増額につきましては、主に会計年度任用職員の期末手当支給率の変更などによるものでございます。

次に、3目衛生費補助金1,905万3,000円の減額につきましては、1節保健衛生費補助金で、主な理由として新型コロナウイルスワクチンの集団接種を実施しなくなったために減額するものです。

次に、5目教育費補助金、1節小学校費補助金174万8,000円、2節中学校費補助金93万2,000円のそれぞれの増額につきましては、新型コロナウイルス対策として、備品を整備するものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、1目民生費補助金、1節社会福祉費補助金280万円の減額につきましては、先ほど国庫支出金のところで説明しましたが、額の確定見込みにより減額するものです。

次に、2節児童福祉費補助金3,000円の増額は、こちらも国庫支出金のところで説明しましたが、会計年度任用職員の期末手当支給率の変更によるものでございます。

次に、3目農林水産業費補助金、1節農業費補助金57万8,000円の減額につきましては、主な理由としまして、多面的機能支払事業で取組み団体が1団体減ったため、取組み面積が減少したことによるものでございます。

次に、第3項委託金、1目総務費委託金81万5,000円の増額につきましては、1節選挙費委託金で、県議会議員選挙費の額の確定によるものでございます。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,336万7,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第20款諸収入、第4項3目雑入324万9,000円の増額は、宇都宮土木事務所への派遣職員分の給与等の確定見込みによるものでございます。

以上で歳入についての説明を終わりにさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、歳出予算の御説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、補正予算、給与費明細書の御説明をさせていただきます。差し替えとなりました36ページと補正予算書の37ページを御覧いただきたいと思います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで一括して説明をさせていただき、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略いたしますので御了承いただきたいと思います。

初めに、36ページ、1の特別職についてでございますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。そ

の他の特別職報酬の1,079万4,000円の減額は、新型コロナワクチン接種に関わる医師等の報酬を減額するもので、長等の期末手当10万2,000円の増額は、今回の改定におきまして不足する額を増額するものでございます。

続きまして、37ページ、2の一般職、(1)の総括の表でございしますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。初めに、職員数4人の減につきましては、当初予算計上時より正職員が4人退職したことによるものでございます。報酬の31万円の増額は、会計年度任用職員の報酬増によるもので、給料2,258万9,000円、職員手当888万4,000円の減額は、職員数の減、あるいは職員の会計間の異動等によるものでございます。職員手当888万4,000円の減額の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。共済費617万3,000円の減額は、職員数の減員や会計間の異動等によるものでございます。

以上で補正予算、職員給与費明細書の説明を終わります。

続きまして、職員の給与費を除く歳出補正予算について御説明いたします。16、17ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、2目財産管理費、12節委託料226万9,000円の減額は、庁舎トイレ工事の完了による工事監理費の額確定によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、4目防犯費、補正額29万円の増額につきましては、10節需用費の修繕料で、防犯灯の移設によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、続きまして、9目広報広聴費114万8,000円の減額につきましては、10節需用費で、広報かみのかわの額の確定見込みによるものでございます。

次に、10目情報管理費1,850万円の減額につきましては、12節委託料1,600万円、13節使用料及び賃借料250万円のそれぞれの減額で、今年度更新を予定しておりました庁内ネットワークサーバーについて、再リースとしたことによるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 18、19ページをお開きください。第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費650万5,000円の減額補正のうち、人件費を除くものは、12節委託料306万4,000円の増額で、戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を追加するため、戸籍情報システムを改修するものでございます。

続きまして、2目住民情報管理費623万3,000円の増額補正のうち、1節報酬3万3,000円の増額及び3節職員手当等7,000円の増額につきましては、最低賃金引上げに伴う会計年度任用職員に係る補正でございます。12節、委託料619万3,000円の増額につきましては、住民基本台帳法等の改正に伴い、住民票等の記載事項に氏名の振り仮名を追加するため、住基システム等を改修するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第4項選挙費、3目町長選挙費1,079万2,000円、次のページ、20、21ページを御覧ください。5目栃木県議会議員選挙費71万9,000円の減額は、額の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費について御説明いたします。

1目社会福祉総務費629万1,000円の減額補正のうち、22、23ページに移りまして、右のページの上から2段目、12節委託料の585万8,000円の減額補正は、重層的支援体制整備事業の事業費確定による補正でございます。

2目障害者福祉費、12節委託料の55万円の増額補正につきましては、障害者総合支援システムの改修によるものです。

その下、22節償還金、利子及び割引料の1,550万3,000円の増額補正は、令和4年度の障害者自立支援給付費等の額確定に伴う過年度分の返還金でございます。

続きまして、4目上三川いきいきプラザ管理費、10節需用費452万1,000円の増額補正は、いきいきプラザ敷地内において、点灯していない街灯の修繕を行うものです。

続きまして、5目老人福祉費、7節報償費の24万円の減額及び10節需用費の15万6,000円の減額補正は、敬老会事業の事業費確定に伴い減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の1,100万円の増額補正のうち、負担金1,220万円の増額補正は、令和4年度県後期高齢者医療広域連合負担金の額の確定に伴うものでございます。その下、交付金120万円の減額補正は、敬老祝金支給事業の対象者確定に伴い補正するものです。

その下、27節繰出金707万9,000円の増額補正は、各特別会計の人件費補正等に伴う一般会計からの繰出金の補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、4目子育て支援センター費、次の24、25ページをお開きください。

17節備品購入費、補正額207万4,000円の減額は、ORIGAMIプラザ内の子育て支援センターの開設に伴い、計上しておりました玄関、下足入れ等の備品につきまして、建設工事費内で対応することになったため、減額補正をするものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費のうち、2目予防費から御説明させていただきます。1節報酬の1,079万4,000円の減額、及び7節報償費の568万

円の減額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の事業費確定によるものです。

その下、10節需用費、6万2,000円の増額補正は、風疹の追加的対策事業における封筒印刷に係るものでございます。

12節委託料の2,269万円の減額補正及び22節償還金、利子及び割引料の2,930万円の増額補正は新型コロナウイルスワクチン接種事業及び風疹の追加的対策事業の事業費及び返還金の額確定に伴う補正でございます。

続きまして、3目健康増進事業費の12節委託料38万5,000円の減額補正につきましては、健康づくりアプリの事業費確定によるもの。

その下、22節償還金、利子及び割引料の11万9,000円の増額補正は、自殺対策強化交付金の額確定に伴う過年度分の返還金でございます。

その下、6目がん・結核等対策費、22節償還金、利子及び割引料の1万2,000円の増額補正は、がん検診事業の額確定に伴う過年度分の返還金でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、9目環境衛生費、18節負担金、補助金及び交付金のうち、負担金228万4,000円の増額は、芳賀地区広域行政事務組合斎場の額の確定によるものでございます。

第2項清掃費、2目じん芥処理費、続きまして、26ページ、27ページをお開きください。18節負担金、補助金及び交付金のうち、負担金1,169万3,000円の増額は、クリーンパーク茂原焼却施設の額の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費43万円の増につきましては、1節報酬39万5,000円、8節旅費3万円につきましては、農業委員の活動記録等の整理や地域計画策定のためのデータ入力作業のため、事務補助員を3カ月間採用するための経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金5,000円の増額につきましては、とちぎ女性農業委員の会の負担金でございまして、今年7月の農業委員会の改選により女性委員が1人増加したため増額となったものでございます。

次に、3目農業振興費152万8,000円の減額につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、環境保全型農業直接支払交付金で6万円の増、また多面的機能支払で158万8,000円の減額でございます。こちらは、いずれも国の交付額の確定に伴う補正でございます。

次に、農地費267万4,000円の減額でございますが、こちらは10節需用費97万9,000円の増は、磯川緑地公園のつり橋の床板の一部に劣化が確認されたため、修繕費を補正するものでございます。

次のページをお開き願います。一番上の18節負担金、補助及び交付金17万3,000円の増につ

きましては、電気料高騰に伴う土地改良区等への補助金でございまして、農業水利施設省エネルギー化推進事業14万2,000円につきましては、国からの補助金、また土地改良区等エネルギー価格高騰対策支援事業3万1,000円につきましては、町単独の補助金でございます。

27節操出金382万6,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正に伴う一般会計からの操出金の補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 続きまして、第8款土木費の説明をさせていただきます。

30ページ、31ページをお開き願います。第4項都市計画費、3目公共下水道費1,008万8,000円の減額の内訳につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、下水道事業支出の中の公共下水道事業総係費の減額に伴い、1,041万7,000円の減額をするものです。

また、23節投資及び出資金におきまして、下水道事業支出の中の建設改良費の増額に伴い32万9,000円を増額するものです。

第8款土木費の説明は以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費15万5,000円の減額でございますが、こちらは町の消防操法大会が中止になったことによるものでございます。

10節需用費178万5,000円の減額は、消防団員の安全靴購入、こちらの額の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 32、33ページをお開きください。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費、補正額20万円の減額は、13節使用料及び賃借料で、中学生海外派遣の代替事業において、町有バスを使用したため、民間バスの借り上げ費用が不要となったものでございます。

次に、第2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費、補正額350万5,000円の増額は、国の学校保健特別対策事業によるものでございます。2目教育振興費、補正額229万4,000円の減額は、19節扶助費で、要保護・準要保護児童援助費の支給額の確定見込みによるものでございます。

続きまして、第3項中学校費、1目学校管理費、17節備品購入費、補正額186万8,000円の増額は、国の学校保健特別対策事業によるものでございます。2目教育振興費、補正額288万3,000円の減額は、19節扶助費で要保護・準要保護生徒援助費の支給額の確定見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 続きまして、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正

額3,775万4,000円の減額は、給与費以外のものにつきまして御説明いたします。

1節報酬1万5,000円、3節職員手当等、会計年度任用職員手当7,000円の増額は、いずれも最低賃金引上げに伴う会計年度任用職員に関わる費用でございます。

34ページ、35ページを御覧ください。

17節備品購入費、2,412万円の減額は、9月議会において議決いただきました子育て支援センター部分を除く上三川町ORIGAMIプラザの什器等の購入費用の残額を減額するものでございます。

続きまして、2目公民館費、補正額55万8,000円の増額は、10節需用費で電気料金の高騰のため、中央公民館の光熱水費に不足が生じる見込みであることから、増額するものでございます。

続きまして、3目図書館費、補正額380万4,000円の減額は、12節委託料で本年10月に図書ネットワークシステムを更新し、その費用が確定したため、減額するものでございます。

続きまして、4目文化財保護費、補正額10万7,000円の増額は、3節職員手当で職員給与改定に伴う会計年度任用職員手当を7,000円増額し、10節需用費で電気料金の高騰のため、文化財作業所等の光熱水費に不足が生じる見込みであることから、10万円を増額するものでございます。

続きまして、6目集会所費、補正額6,000円の増額は、2節給料で1,000円の増額、3節職員手当で5,000円の増額で、いずれも職員給与改定並びに最低賃金引上げに伴う会計年度任用職員に係る費用の増額でございます。

続きまして、第5項保健体育費、2目体育振興費、補正額158万1,000円の減額は、7節報償費で、10月に開催された栃木県民スポーツ大会において、本町からの参加種目並びに参加人数が当初見込んでいた人数より減少したことに伴い、記念品等に関わる費用78万1,000円を減額し、13節使用料及び賃借料において、10月に開催された町民スポーツレクリエーション祭において開催方法の見直しに伴い、使用機材が、前回開催時より減少したことから80万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、4目給食センター費、14節工事請負費、補正額1,241万1,000円の増額は、コンテナ洗浄機、プレハブ冷蔵庫等の改修工事の入札による執行残額等311万9,000円の減額及び食缶洗浄機改修工事による1,553万円の増額によるものでございます。

17節備品購入費、補正額450万円の減額は、給食保管用冷蔵庫購入の入札による執行残等によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 続きまして、第12款第1項公債費、1目元金787万6,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

次に、ページをお戻りいただきまして、6ページをお開き願います。

第2表継続費補正、追加でございます。第10款教育費、第5項保健体育費で、食缶洗浄機器改修工事総額が3,882万5,000円、年割額を令和5年度が1,555万3,000円、6年度

が2,329万5,000円と定めるものでございます。

次に、第3表繰越明許費補正、追加でございます。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額につきましては940万5,000円でございます。

こちらにつきましては、令和5年度内の事業完了が困難であるため、繰越し明許するものでございます。

次に、第4表債務負担行為補正、追加でございます。放課後児童クラブ指定管理者（明小学童クラブ第2）におきまして、期間を令和5年度から令和7年度まで、限度額を780万4,000円とするものでございます。

失礼しました。第2表の訂正をさせていただきます。第10款教育費、第5項保健体育費で、食缶洗浄機器改修工事、総額が3,882万5,000円でございます。年割額を1,553万円が正解でございますので、こちらで訂正させていただきます。

以上で、「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第96号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。歳入につきましては、第7款第1項繰入金、1目一般会計繰入金605万4,000円の増額は、職員給与費等の増額に伴う一般会計からの繰入金の補正でございます。

14、15ページをお開き願います。歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費451万4,000円の増額は、職員構成の変動に伴う職員給与費等の補正でございます。

第2項徴税费、1目賦課徴収費、12節委託料154万円の増額は、産前産後期間の保険税減額措置に係るシステム改修費用でございます。

以上で、議案第96号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、議案第97号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページ、お開き願います。

2の歳入から御説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項手数料、2目複写手数料の3万2,000円の減額補正は、介護認定資料の複写手数料を本年10月から廃止としたため、廃止以降の複写手数料を減額するものです。

その下、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、6目事業費補助金の71万5,000円の増額補正につきましては、介護関連システムの改修に係る補助金について補正するものでございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金における300万7,000円の増額補正は、会計間の職員構成変動による人件費の補正でございます。

その下、2節事務費繰入金の68万9,000円の増額補正は、介護関連システム改修等に伴う繰入

れのための補正でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

3の歳出について御説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から4節共済費までの合計300万9,000円の増額補正につきましては、職員構成の変更によるものです。12節委託料の143万円の増額補正は、介護関連システムの改修に係る補正でございます。

その下、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業の6万円の減額補正につきましては、介護予防教室の参加者等に係る傷害保険料の確定による補正でございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第98号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。歳入につきましては、第3款繰入金第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金267万1,000円の減額は、職員給与費等の減額に伴う一般会計からの繰入金の補正でございます。

14、15ページをお開き願います。歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費267万1,000円の減額は、職員構成の変動等に伴う職員給与費等の補正でございます。

以上で、議案第98号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第99号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金の205万5,000円の増額につきましては、分家住宅等の建設に伴い、分担金収入が増となったためでございます。

第3款第1項繰入金、1目一般会計繰入金の382万6,000円の減額につきましては、分担金収入の増と人件費の減によるものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費177万1,000円の減額につきましては、人件費で職員の会計間の異動等に伴うものでございます。

第2款公債費、第1項公債費、1目元金につきましては、金額は変わりませんが、受益者分担金の205万5,000円の増に伴い、一般財源の中で分担金と繰入金の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第99号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第100号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説

明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明いたします。

収益的収入及び支出になりますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、5目総係費の373万3,000円の減額につきましては人件費で、職員の会計間の異動等に伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出でございしますが、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費の263万6,000円の増額につきましても、人件費で職員の会計間の異動等に伴うものでございます。

ページを戻りまして、1ページをお開き願います。補正予算（第4条）になりますが、人件費の補正に伴い、予算第8条の職員給与費を補正するものでございます。

以上で、議案第100号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第101号「令和5年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明いたします。収益的収入及び支出の収入になりますが、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、2目他会計補助金1,041万7,000円の減額につきましては、人件費の支出減に伴うものでございます。

次に、支出になりますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、4目公共下水道事業総係費1,041万7,000円の減額につきましては、人件費で職員の会計間の異動等に伴うものでございます。

次に、補正予算書の14、15ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入になりますが、第1款下水道事業収入、第1項1目企業債につきましては、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の事業費の変更に伴い、公共下水道事業債から特定環境保全公共下水道事業債へ振替を行うものでございます。

第2項出資金、1目出資金、32万9,000円の増額につきましては、人件費の補正に伴うものでございます。

次に、支出になりますが、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費922万1,000円の減額補正のうち、人件費につきましては、職員の会計間の異動等に伴う増額になります。

5節の工事請負費955万円の減額につきましては、当初、県で施行しております多功地区の県道結城石橋線の道路整備に合わせまして下水道工事を行う予定でございましたが、用地取得の難航により工事ができなかったため、減額をするものでございます。2目特定環境保全公共下水道事業費、2節工事請負費955万円の増額につきましては、先ほどの公共下水道事業費、5節の工事請負費からの振替によるものでございます。

ページを戻りまして、補正予算書の2ページをお開き願います。補正予算第4条になりますが、起債の限度額におきましては、各事業費の変更に伴いまして、表のとおり変更するものでございます。

次に、第5条におきましては、人件費の補正に伴い、予算第9条の職員給与費を補正するものでござ

います。

次に、第6条におきましては、支出の減額に伴い、予算第10条の補助を受ける金額を補正するもの
でございます。

以上で、議案第101号「令和5年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わ
ります。

○議長【高橋正昭君】 会議途中ですが、ここで15分間の休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時28分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を開きます。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 ちょっと補正予算書の訂正をすいません、お願いいたします。

上三川町下水道事業会計補正予算書の14、15ページをお願いいたします。こちらの第2項1目1
節出資金、この説明のところですね、一般会計からの工事費負担分出資金と表示してありますが、こ
ちらのほうですね、一般会計出資金に訂正をしていただければと思います。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませ
んか。10番、田村議員。

○10番【田村 稔君】 まず、27ページの10節需用費で、先ほど、磯川緑地公園の歩道の板の話
ですか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 磯川緑地公園の修繕につきましては、磯川緑地公園南側入り口のつり橋の
床板部分に劣化が見られましたので、その部分を補修する経費でございます。

○10番【田村 稔君】 つり橋部分ということは、ほんの一部ということですよ。前にかなり大幅、
全歩道の修繕というか改修をやったと思うんで、97万9,000円だからちょっと中途半端だと思
って聞いたんですが、内容的にはどの程度の、橋の何メートルの板とか、概算でその部分だけね、本
体の歩道板は違うということですね。オーケー。

次、33ページの小学校費の17節、中学校費の同じく17節で、国の学校保健特別事業ということ
でこれ、備品というのは小学校で350万5,000円。中学校だと1,868万円ということは、備品
というのは同一のものであって、人数的な問題で費用の差が生じたのか。簡単に、国の学校保健特別事
業というのはどういうものか、説明お願いします。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の質問にお答えいたします。

国からの補助金が、学校の規模によって上限が決まっております、その上限の中で、各学校に希望
を取りまして、希望のあったものについて計上したものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 今、もう一つのほうの備品の内容というのはどういった内容ですか。学校の規模というのは、人数による規模だと思んですけど、備品の内容。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 備品の内容につきましては、今回は換気対策に関わるものだけということで、サーキュレーターとか本当に換気の部分のだけの備品が対象となっております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 換気の、サーキュレーターということだから、7校あるから小学校が金額大きくて、中学校が3校だから少ないということで、その補助金のマックスは、本町においては幾らだったんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 補助の上限額のマックスというのが、小学校で271万5,000円。中学校で119万円でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 一般会計の給与のところ、37ページ、一般職の総括で、比較のところ、職員手当が減額になっていますね。888万4,000円。職員の、減ったということですが、これはどういうわけなんでしょうか。理由なんでしょうか。職員が減ったということはどういうことなんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 職員の減につきましては4人、予算計上時、後に退職したということでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 8番、石崎君。

○8番【石崎幸寛君】 今日補正ですから、どうして退職したかまでは聞きませんが、退職したということなんです、途中でね。臨時採用じゃなくて。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 4人の内訳でございますが、普通に退職をした者が3人、1人出向ということで、この町から他に出た者がいます。それについて減になっていると、そういうことでございます。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

まず、議案第95号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号「令和5年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日、町長から、議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」及び議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」が提出されました。以上の2件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第102号及び議案第103号を日程

に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」及び追加日程第2、議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」及び議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」について、御説明いたします。

まず、議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、低所得者世帯支援のための給付金など、国の補正予算（第1号）に計上された重点支援地方交付金事業費等について、緊急に追加編成したものでございます。

歳入につきまして、地方交付税では、普通交付税を増額補正いたします。国庫支出金では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金の基金繰入額を減額補正いたします。

歳出につきましては、総務費では、町債管理基金積立金を増額補正いたします。

民生費では、低所得世帯支援給付金事業費について増額補正いたします。

衛生費では、水道事業会計への補助金を増額補正いたします。

教育費では、小中学校給食費への支援事業費を増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に2億3,013万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を125億4,018万6,000円とするものでございます。

次に、議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

収益的収入における増額補正31万6,000円の内容は、水道料金の減免に伴う水道料金収入の減額及び他会計補助金の増額をするものでございます。

また、収益的支出における増額補正31万6,000円の内容は、水道料金の減免に伴う事務費の増額をするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細な説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」につきまして説明させていただきます。

歳入から説明しますので、補正予算書の12、13ページをお開き願います。

第10款第1項1目地方交付税7,041万3,000円の増額につきましては、今回の国の補正に伴う地方交付税の再算定により、普通交付税を増額するものでございます。

次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加交付見込みによる1億9,047万8,000円の増額で、内訳といたしまして、低所得者支援分として1億4,347万8,000円。推奨事業分といたしまして4,700万円を見込むものでございます。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,075万5,000円の減額につきましては、今回の補正に伴う財源調整によるものでございます。

以上で、歳入につきましても説明を終わりにさせていただきます。

次のページ、14、15ページをお開き願います。3の歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目財政管理費3,208万円の増額につきましては、24節積立金で、今回の補正で増額となります地方交付税のうち、臨時財政対策債見合い分を増額するものでございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について御説明いたします。1億4,347万8,000円の増額補正につきましては、全て低所得者世帯支援給付金のための補正となります。

1節報酬の95万4,000円の増額補正につきましては、給付事務に携わる会計年度任用職員2人、約4カ月分の報酬、3節職員手当等の54万2,000円は、担当職員の時間外勤務手当、8節旅費の7万円は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節需用費、11万円の増額補正は、封筒印刷に係るものです。

11節役務費77万4,000円の増額補正は、郵送料及び振込手数料でございます。12節委託料の102万8,000円の増額補正は、給付のためのシステム改修及びデータ処理等に係るものです。

18節負担金、補助及び交付金の1億4,000万円の増額補正は、1世帯に対する給付額7万円を2,000世帯分計上したものです。続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の18節負担金、補助及び交付金の3,081万9,000円の増額補正につきましては、物価高等に伴う水道基本料金の減免に対し、水道事業会計に補助金を支出するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、第10款教育費、第5項保健体育費、4目給食センター費、補正額2,375万9,000円の増額は、10節需用費になりまして、物価高騰による家計負担の軽減として、町内小中学校の児童生徒の2月分の給食費を減免するため、その分を賄材料費として支出する費用でございます。

以上で議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の8、9ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入になりますが、第1款水道事業収益、第1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金の3,050万3,000円の減額につきましては、物価高騰などの影響を受けた生活者や事業者の支援を目的としまして、水道料金の減免実施に伴うものになります。減免の内容につきましては、水道料金のうち基本料金3カ月分の減免をいたします。期間は来年の1月分から3月分までを予定しており、減免対象者は、公的機関を除く全ての水道使用者になります。

次に、第2項営業外収益、5目1節他会計補助金の3,081万9,000円の増額につきましては、水道料金の減額及び費用の増加に伴い増額するものでございます。

次に、支出になりますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、4目業務費の31万6,000円の増額につきましては、水道料金の減免実施に伴い、水道使用者への減免通知、配達業務の委託料としまして増額するものでございます。

以上で議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、津野田君。

○11番【津野田重一君】 11番。補正予算書の第6号ですね、12月に国の政策で低所得者世帯に7万円配るわけですね。この低所得者世帯の定義というのは、非課税世帯をいうんですか。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、非課税世帯のほうを対象としております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。議案第102号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第82号から議案第94号までについては、12月7日までに審査を終了するよう、期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第82号から議案第94号までについては、12月7日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日、12月1日は午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午前11時55分 散会